

紛争対応に関する規定

社会福祉法人 慈愛会
特別養護老人ホーム 田平ホーム
短期入所生活介護事業所 田平ホーム

紛争対応に関する規定

(目的)

第1条 特別養護老人ホーム「田平ホーム」及び短期入所介護事業所「田平ホーム」において発生した介護・医事紛争について迅速かつ適切に対応するために「紛争対応班」として、以下のとおり定める。

(構成委員)

第2条 紛争対応班は、次に掲げる職員で構成する。

施設長もしくは予め定めた代行者

事務部門責任者

安全防護対策委員長

生活相談員

看護職

介護支援専門員

(責任者)

第3条 紛争対応班に責任者を置き、施設長もしくは予め定めた代行者がこれにあたる。

(任務)

第4条 紛争対応班は、施設長の命を受け、所掌業務について調査審議し、対応策を検討するとともに既成事実に伴う紛争対応を行う。また、所掌業務について管理者に建議することができる。

2. 紛争対応班の調査審議の結果、紛争対応結果については、管理者(理事長)に報告するものとする。

(所掌業務)

第5条 紛争対応班は、紛争が発生した場合又は発生する可能性がある場合は、次の事項を所掌する。

状況の把握、及び情報収集に関すること(事故調査)

対応方法の検討

利用者及び利用者家族等の直接対応

その他介護・医事紛争に関すること

マスコミ対応

(召集)

第6条 紛争対応班は、施設長が召集し、必要とする場合は随時開催することができる。

(参考人)

第7条 施設長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員会との連携)

第8条 紛争対応班は、事故、紛争が発生した場合は必要に応じて安全防護対策委員会へ報告を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 個人情報の保護については、「事故発生防止及び発生時対応の指針」第8条に準ずる。

(規程等の見直し)

第10条 本規定は、構成委員において定期的に見直し、必要に応じて改正を行う。

(附則)

この指針は、平成18年10月1日から施行する。